

# 前橋市歴史的風致形成建造物指定制度

令和5年10月  
前橋市都市計画課

本制度は、平成20年に施行された「歴史まちづくり法（以下「法」と言います。）」に基づき、国から認定された前橋市歴史的風致維持向上計画に定める方針に合致する建造物について、前橋市長が指定を行う制度です。

本市においては、指定文化財等以外にも歴史的建造物が多く存在しており、これらの建造物についても適切な保護が求められています。

指定を受けた建造物には、所有者等の適切な管理義務のほか、増築や改築、移転又は除却を行う場合には市長への届出が必要となる一方で、税制面での支援や建造物の修理及び修景に係る補助制度が活用できます。

## 1 歴史的風致形成建造物の指定とは

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域（P4参照）における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を、歴史的風致形成建造物に指定します。

指定をするためには以下の対象に該当し、かつ基準を満たす必要があります。

### (1) 指定の対象

次のいずれかに該当する建造物を対象とします。

- ①群馬県指定文化財
- ②前橋市指定文化財
- ③国登録有形文化財
- ④景観重要建造物
- ⑤前橋市景観資産
- ⑥歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が認めたもの

\* 国指定文化財等は指定の対象外となります。

### (2) 指定の基準

重点区域内における歴史的建造物で、次のいずれかに該当するものとします。

- ①地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ②外観が景観形成上重要で、街並みの構成要素として重要なもの
- ③形態、意匠、技術性が優れているもの

ただし、以下の条件を満たす必要があります。

- 概ね築50年以上経過している。
- 所有者又は管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ、歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがある。

### (3) 指定の期間

本市の認定計画の期間（令和5年度～令和14年度）に限ります。

## 2 歴史的風致形成建造物の指定に伴う支援

### (1) 税制面における支援

相続税の算定において、歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地の用に供されている宅地について、評価額から30%が控除されます。詳しくは前橋税務署にご相談ください。

### (2) 歴史的風致形成建造物の修理・修景に係る補助支援

指定を行った歴史的風致形成建造物に対して、修理・修景に係る工事を行う場合、市に補助を申請することができます。原則として、工事費に対して補助率2/3かつ500万円を上限とします。

なお、所有者又は継承者は、補助事業完了後10年間は、修理・修景部分を維持し、承継する義務が生じます。

### (3) 歴史的風致形成建造物プレートの設置

歴史的風致形成建造物に指定された場合、法第14条第2項の規定により、標識を設置する必要があります。これに対応するため、市が建造物の入り口付近にプレートを設置します。プレートには、歴史的風致形成建造物である旨、建造物名、指定年月日を表示します。

## 3 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

### (1) 所有者等の管理義務、現状の報告

- ・指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう適切に管理する義務が生じます（法第16条）。
- ・また、市は、建造物の現状について、所有者に報告を求めることができます（法第20条）。

### (2) 増築等の維持、保全、承継に伴う制約

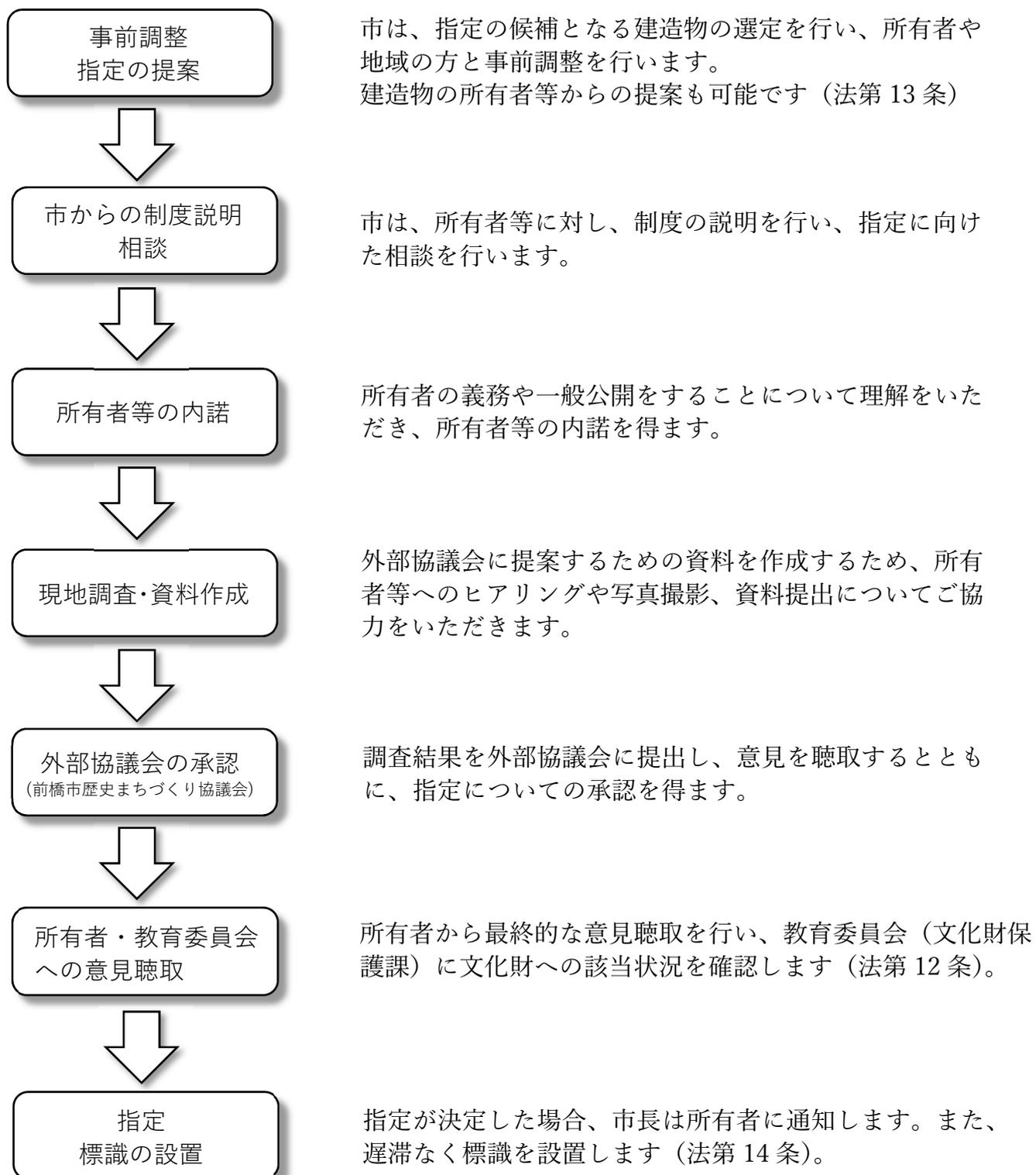
- ・指定を受けた建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする場合は、着手する30日前までに市長に届出が必要です（法第15条第1項）。
- ・なお、届出にある行為の内容に関して、市長は、指定された建造物の保全に支障を来すものと認めた場合は、設計の変更等の措置を講ずるよう勧告することができます（法第15条第3項）。
- ・指定を受けた建造物が、国の重要文化財等に指定された場合、または、滅失、毀損等により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除します（法第17条第1項）。
- ・所有者の変更があった場合は、新しい所有者は市長に届出が必要です（法第18条）。

## 4 一般公開について

- ・指定された建造物については、計画期間中は一般公開をお願いしています。この場合、市と所有者は、一般公開についての協定を締結する必要があります。
- ・なお、外観のみ一般公開とすることも可能です。

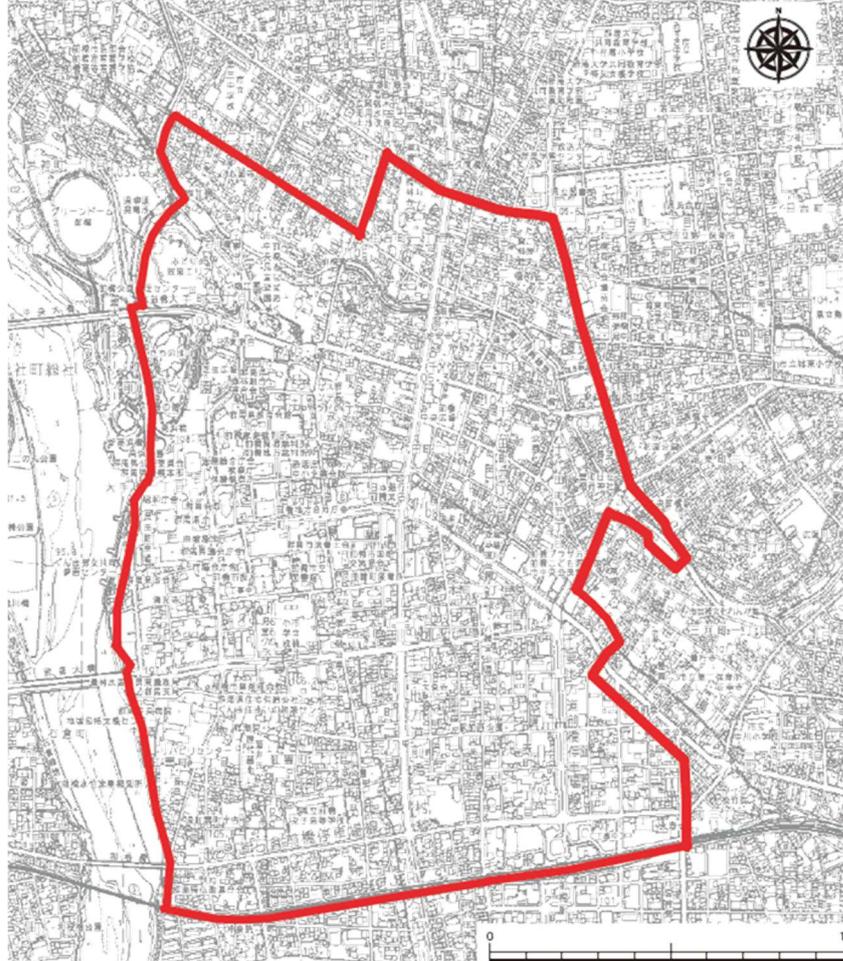
## 5 歴史的風致形成建造物の指定の流れ

歴史的風致形成建造物に指定するためには、「歴史的風致に関連する建造物」として前橋市歴史的風致維持向上計画に掲載されていることが必要です。掲載が確認できた場合、以下の流れで指定手続きを行います。



## 6 重点区域の範囲

### (1) 厩橋地区



### (2) 総社及び総社山王地区

